げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

3・4　（略）

5　申請者は、直前の事業年度（申請者が優良産業廃棄物収集運搬業者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

6・7　（略）

（産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第九条の三　令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が優良産業廃棄物収集運搬業者である場合にあつては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

三～八　（略）

（産業廃棄物収集運搬業の許可証）

第十条の二　都道府県知事は、法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第十四条の二第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第七号（優良産業廃棄物収集運搬業者にあつては、様式第七号の二）による許可証を交付しなければならない。

条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

3・4　（略）

5　申請者は、直前の事業年度（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

6・7　（略）

（産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第九条の三　令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

三～八　（略）

（産業廃棄物収集運搬業の許可証）

第十条の二　都道府県知事は、法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第十四条の二第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第七号（令第六条の九第二号に掲げる者にあつては、様式第七号の二）による許可証を交付しなければならない。

（産業廃棄物処分業の許可の申請）

第十条の四　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～八　（略）

九　申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

3　（略）

4　申請者は、直前の事業年度（申請者が優良産業廃棄物処分業者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第六号及び第八号に掲げるものに代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

5・6　（略）

（産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第十条の四の二　令第六条の十一第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が優良産業廃棄物処分業者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

三～八　（略）

（産業廃棄物処分業の許可の申請）

第十条の四　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～八　（略）

九　申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

3　（略）

4　申請者は、直前の事業年度（申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第六号及び第八号に掲げるものに代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

5・6　（略）

（産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第十条の四の二　令第六条の十一第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

三～八　（略）